

議会運営委員会会議録

令和2年11月27日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：14

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
 - (1) 一般質問通告締切日 11月30日（月）午後5時
 - (2) 議案に対する質疑通告締切日 12月8日（火）午後5時
 - (3) 意見書案・請願提出締切日 12月8日（火）午後5時

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。令和2年度第6回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

予算関係の議案から、ご説明いたします。議案番号が前後しますが、「議案第133号 専決処分の承認（令和2年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）」）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めますのでございます。「令和2年9月28日専決」と記載しております令和2年度補正予算資料をお願いいたします。

3ページをご覧ください。表の下の方に記載しておりますように、令和2年9月の台風9号・10号にかかる災害復旧に要する経費につきまして、既定の予算総額に4953万9千円を追加して900億689万2千円にしようとするものでございます。4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明は、省略させていただきます。

続きまして、議案番号が戻りますが、「議案第103号 令和2年度 飯塚市一般会計補正予算（第10号）」から「議案第117号 令和2年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」につきましては、「令和2年度補正予算資料」で説明させていただきます。

3ページをご覧ください。今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、前期の実績に基づいた経費の見直しと新型コロナウイルス感染症対策を含む今後見込まれる所要額を補正するものでございます。一般会計は、既定の予算総額に11億5368万6千円を追加して911億6057万8千円にしようとするものでございます。また、11の特別会計のうち今回補正します10の会計で42億9134万8千円を増額しています。企業会計では、4つの会計で補正し1億9635万4千円を減額しています。合計で52億4868万円を増額するものでございます。

4ページ以降に補正予算の概要等について、記載いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

次に、予算関係以外の議案について、「議案概要」で、説明いたします。

1 ページをお願いいたします。「議案第 1 1 8 号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方自治法の改正に伴い、監査専門委員の選任制度が創設されたため、新たに報酬の額を定めるものでございます。

「議案第 1 1 9 号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」につきましては、住宅新築資金等貸付事業における市債償還の終了に伴い、飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計及び飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計減債基金条例を廃止するものでございます。

「議案第 1 2 0 号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の基礎控除額を現行の 3 3 万円から 4 3 万円に引き上げる等の見直しを行うものでございます。

「議案第 1 2 1 号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、延滞金の割合の名称を現行の「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改めるものでございます。

「議案第 1 2 2 号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、福岡県重度障がい者医療費支給制度の改正に伴い、1 5 歳の年度末までの者の扶養義務者等の所得制限を児童手当準拠とするものでございます。

「議案第 1 2 3 号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」につきましては、北勢田集会所を無償譲渡するため、廃止するものでございます。

2 ページをお願いいたします。「議案第 1 2 4 号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」につきましては、鯉田交流センターの移転に伴い、施設の位置を「鯉田 1 3 7 3 番地」から「鯉田 1 3 5 8 番地 1」に変更するとともに、使用料の額等を規定するものでございます。

「議案第 1 2 5 号 飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例」につきましては、庄内保健福祉総合センターハーモニーと庄内交流センターを複合化するに当たり、庄内保健福祉総合センターハーモニーについて、指定管理者による管理に加え、直営による管理を可能とするため関係規定を整備するものでございます。

「議案第 1 2 6 号 契約の締結」につきましては、筑穂保育所園舎建設工事について、大和・瑞建特定建設工事共同企業体と 3 億 1 1 3 3 万 4 1 0 0 円で請負契約を締結するものでございます。

「議案第 1 2 7 号 財産の譲渡」につきましては、北勢田集会所の建物を地元の認可地縁団体に無償で譲渡するものでございます。

「議案第 1 2 8 号 指定管理者の指定」につきましては、飯塚市健康の森公園体育施設の指定管理者として、「一般社団法人 飯塚市スポーツ協会」を令和 3 年度から 5 年間指定するものでございます。

3 ページをお願いいたします。「議案第 1 2 9 号 指定管理者の指定」につきましては、飯塚市リサイクルプラザ工房棟の指定管理者として、「株式会社 トキワビル商会」を令和 3 年度から 5 年間指定するものでございます。

「議案第 1 3 0 号 指定管理者の指定」につきましては、サンビレッジ茜の指定管理者として、「一般財団法人 サンビレッジ茜」を令和 3 年度から 5 年間指定するものでございます。

「議案第 1 3 1 号 飯塚地区消防組規約の変更」につきましては、飯塚地区消防組合の事務所の位置を「片島 3 丁目 1 6 番 8 号」から「菰田 5 2 番地 1」に変更するものでございます。

「議案第 1 3 2 号 市道路線の認定」につきましては、寄附採納等に伴い 3 路線を認定するものでございます。

議案第 1 3 4 号及び議案第 1 3 5 号の 2 件の「専決処分の承認」につきましては、地方自治

法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

「議案第134号 飯塚市特別職の職員等の期末手当の支給の特例に関する条例」につきましては、人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定動向や本市職員の給与改定状況に鑑み、特別職の職員等の12月期末手当について、市長は10%、副市長・教育長・企業管理者は5%減額するものでございます。

「議案第135号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、人事院勧告に伴い、国家公務員の給与改定が行われたので、これを参考にして、職員の期末手当の支給率を改定するものでございます。

4ページをお願いいたします。議案第136号の人事議案につきましては、農業委員会委員の逝去によります、その後任委員の任命について議会の同意を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

報告第28号及び第29号の2件の報告でございますが、「家屋損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「市営住宅使用料請求事件に係る支払督促申立てに対する異議申立て」の専決処分につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、議案の付託委員会について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について、説明いたします。「令和2年第6回市議会定例会 議案一覧表」をご覧ください。議案第103号は総務委員会に、104号は協働環境委員会に、105号は福祉文教委員会に、106号は協働環境委員会に、107号から111号までの5件は経済建設委員会に、112号は協働環境委員会に、113号は福祉文教委員会に、114号から117号までの4件は経済建設委員会に、118号は総務委員会に、119号は経済建設委員会に、120号から124号までの5件は協働環境委員会に、125号及び126号は福祉文教委員会に、127号から129号までの3件は協働環境委員会に、130号は経済建設委員会に、131号は総務委員会に、132号は経済建設委員会に、133号から135号までの3件は総務委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に、人事議案であります議案第136号は、最終日に上程し、提案理由説明の後、委員会付託省略を諮っていただき、質疑、討論、採決としていただいております。

最後に、報告事項2件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。また、これにあわせる形で議案付託一覧表(案)も作成いたしております。

ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案の付託委員会については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、会期及び会議予定について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。「令和2年第6回 飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。会期につきましては、12月7日から18日までの12日間を考慮しております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程(案)に記載のとおりと考えております。

なお、教育長から本会議において「職員の不祥事について」発言したい旨の申し出があり、議長において了承されておりますので、本会議初日の「会期の決定」のあとに議題としていただいております。

また、2委員会の同時開催時は、三密を避けるため、これまでと同様に、議場と委員会室を使用して開催し、引き続き、発言時のマスク着用、会議中のペットボトルの持ち込み等、感染防止策を実施していくこととしております。

以上、ご審議方よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会期及び会議予定については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○委員長

次に、「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締め切りにつきましては、11月30日、月曜日の午後5時までとなっておりますので、よろしく申し上げます。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案、請願につきましては、12月8日、火曜日、午後5時までに提出していただきますようお願いいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

最後に、次回の委員会は12月11日、金曜日の本会議終了後に開催いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の審査はすべて終了いたしましたので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。